

全国理事会議事録

全日本遊技事業協同組合連合会

1. 招集年月日 2025年 8月 20日 (水)
2. 開催日時 2025年 9月 19日 (金) 13時15分
3. 開催場所 遊技会館 大会議室 (Web併用によるハイブリッド形式)
東京都新宿区市谷左内町8

4. 理事・監事数、出席理事・監事数、及び参与等出席者数

- (1) 理事数 48名、監事数 3名
- (2) 出席理事数 42名 (理事定足数 25名)、出席監事数 3名
うち理事7名リモート出席
- (3) 出席参与数 19名、その他出席者数 (全日遊連事務局含む) 69名
うち58名リモート出席
- (4) 出席者数総計 133名

5. 出席理事の氏名

(会場出席)

合田 康広、工藤 嘉、諸田 英模、平文 暉朗、金 淳次、森山 秀夫、
趙 顕洙、星山 聖達、朴 永雅、星野 謙、矢崎 真治、冨田 直樹、
玉川 昌範、清水 達浩、真城 貴仁、杉本 潤明、平川 容志、平山 龍一、
渡辺 博治、金 貴如、全本 和由、村田 勝彦、千原 行喜、延川 章喜、
金 栄作、平山 剛、平岡 聖教、新冨 和紀、松尾 道彦、藤井 俊博、
岩田 憲行、岩下 政稔、正 吉浩、新垣 善彦、太田 裕之

(リモート出席)

若林 浩司、新井 清浩、松岡 信吉、澤田 修宏、村田 展隆、権田 清、
秋 太海

6. 出席監事の氏名

(会場出席)

松田 広光、佐藤 孔一、河本 勝弘

7. 議長及び議長補助の氏名

議長 平川 容志

8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名なし。

9. 議事経過の要領及びその結果

[1] 理事長挨拶

冒頭、理事会を欠席することとなった阿部理事長に代わり、平川副理事長が当日の代行を行う旨の説明があり、理事長挨拶を代読した。

「まずもって、今回の参議院選挙に、遊技業界の代表として立候補した立場の者として、全日遊連の理事会の場を借りて一言申し上げます。

今回の選挙違反の件で皆様にはご心配をおかけしております。各種法令の遵守については、平素より繰り返しお願いしてまいりましたし、加えて今回、公職選挙法について決して違反のないよう繰り返しお願いしてきたところであり、違反が摘発されたことは真に遺憾であり、私としても残念でなりません。

どうか皆さんにおかれましては、各種法令、ガイドラインの遵守について、組合員への指導を一層徹底していただくようお願いいたします。

それでは、ご挨拶を申し上げます。

全国の理事、監事、参与をはじめ事務局の皆様、公私ともご多用のなかご出席いただき、誠にありがとうございます。9月も中頃を過ぎましたが、依然として厳しい暑さが続いております。また、先日の大雨により影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、本日も私の体調不良から、運営を平川理事長にお願いしていますことをご了解いただきたいと思います。

本日の議題について申し上げます。決議事項は「㈱そごう・西武との業務委託及び売買基本契約の締結について」のみとなります。本事項では、来年度開催の「2026年度春のパチパチファン感謝デー」に関する基本契約書についてご承認をお願いするものです。

続いて報告事項に移ります。

報告事項(1)「パチンコ・パチスロ依存問題への対応について」では、8月末に公開されたリニューアル版「依存問題基礎講座」についてご報告させていただきます。既存の講座内容を見直すとともに、ICD-11 や令和5年久里浜調査の結果を踏まえた新たな講座も追加されておりますので、組合員ホールの方々に積極的に活用いただくよう周知をお願いいたします。詳細は星野副理事長からご報告申し上げます。

続いて報告事項(7)の「全国パチンコ・パチスロファン感謝デーについて」です

が、今年11月に全国で開催される第35回ファン感謝デーのセット商品の注文状況についての経過報告、及び来年開催される第36回ファン感謝デーの概要について、合田副理事長より報告させていただきます。ホール数が減少し大変厳しい状況であったにも関わらず、大変多くの注文がございました。この場を借りまして、お集まりの皆様、全国の組合員ホールの皆様に心より御礼申し上げます。

また、報告事項(10)「経営委員会からの報告について」では、ホールにおける受動喫煙対策の再確認についてご報告いたします。現在のところ、ホールにおいて改正健康増進法に基づく罰則等が課せられた事案は確認されていないものの、全日遊連には、受動喫煙防止が十分でないホールについて、利用者からのご意見やご指摘が多く寄せられております。今後こうした喫煙環境について報道等が行われた場合、社会的批判を招くおそれもございますので、改めて受動喫煙防止対策の確認と周知をお願いいたします。

その他、関係他団体と開催した会議の協議結果、各委員会でご協議いただいた重要案件を多数上程しております。最後まで宜しくお願い申し上げます。」

【2】 議長選任の経過

議長を平川副理事長（大阪・理事長）とし、議長補助を合田副理事長（北海道・理事長）とした。

【3】 議 事

【決議事項】

第1号議案 ㈱そごう・西武との「業務委託及び売買基本契約」の締結について

合田副理事長から、「本年7月の全国理事会開始前に実施した「2026年度春のパチパチファン感謝デー」の企画案コンペにより、「そごう・西武」をファン感謝デーセット等の幹事商社として選定した。この結果を受け事業委員会では、そごう・西武から提出のあった「業務委託及び売買基本契約書（案）」について協議した結果、当該契約書（案）は適正であり、全日遊連の顧問弁護士にご確認をいただいていることから、了承することとした。ついては、そごう・西武と当該契約を締結することについて、ご承認を賜りたい。」

との提案理由説明があった。

協議の結果、挙手による賛成多数で承認された。

【報告事項】

(1) パチンコ・パチスロ依存問題への対応について

星野副理事長から、「パチンコ・パチスロ依存問題への対応についてご報告させていただきます。全日遊連では年に1回、全組合員ホールを対象にした「依存対策実施状況調査」を実施しており、昨年の調査では94.2%の回答があった。本年も、ホールにおける依存問題対策の取組をより一層高めるため、「依存対策実施状況調査」を実施するので協力をお願い申し上げる。

今回の調査では、8月に公表された「2024年度パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議からの答申」の中で、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」に毎月配信しているメールマガジンがアドバイザーにどのような影響を与えているかの把握に努めるよう提言があったことを受け、メールマガジンを読んでいる方からはその効果について、読んでいない方からは読んでいない理由を回答していただく項目を新たに設けている。調査方法は昨年同様インターネットによるアンケート方式で行い、調査期間は9月下旬から10月末日までとする。近日中に調査協力の文書を発出するが、本調査の回答は自店における依存対策の再確認のためのよい機会ともなるので、全組合員ホールから回答をいただけるようご指導をお願いする。

続いて、リカバリーサポート・ネットワークが運営しているホールスタッフ向けeラーニング「パチンコ・パチスロ依存問題基礎講座」の内容更新についてである。本講座は開設から4年が経過していることから、資料2-1にあるとおり、最新情報への更新と新講座の開設を含むリニューアルを8月末日に実施したとのことである。本講座の活用促進については、全日遊連あげて取り組んでいるところであるが、前回の全国理事会以降、18法人が新たに登録し、トータルで612法人となった。この間の各都道府県組合の努力に深く感謝するとともに、本講座が更新された機会でもあるので、各組合におかれては、より一層の受講促進の指導を併せてお願いする。

最後に、書籍「社会学からみたギャンブル依存症」についてであるが、本書籍は都留文科大学早野慎吾教授が2023年2月に全国遊技業青年部交流会で行った講演をベースに、その後の調査結果などを加えて再整理したものである。今回、東京都遊協から寄贈いただき、皆様に一部ずつ用意しているので、ぜひ一読をお願いしたい。」

との報告があった。

(2) ホール関係4団体広告宣伝検討会の開催結果について

合田副理事長から、

「8月5日、9月2日に開催されたホール関係4団体広告宣伝検討会の開催結果について報告する。同検討会では、「メーカー記念日」「お試しプレイ」「是正勧告事例集(第5集)」について協議を行った。

まず、「メーカー記念日」については、広告宣伝ガイドライン(第3版)5-(1)

-④「業界団体の定める記念日の告知」に記載されている「ホール関係4団体が確認した遊技機メーカーの記念日」のことであり、ホールとメーカーが連携して新たなファン獲得を目指す取組として実施するものである。日工組メーカーと日電協メーカーが奇数月と偶数月に割り当てられ、「メーカー記念日」告知物のホールでの掲示や限定賞品の提供を行うことなどについてホール関係4団体で協議している。

次に、「お試しプレイ」については、いわゆる「ゼロ円営業」とも呼ばれるものであり、初心者が気軽に遊技を体験できる環境を整えることで遊技の敷居を下げ、新たなファン獲得を図ることを目的とするものである。ただし、その実施方法によっては通常の営業に影響を与える可能性があるため、実施ルールの在り方、実施日や設置台数の制限等についてホール関係4団体で協議を行っている。

次に、「是正勧告事例集（第5集）」については、2025年1月から6月までに行った是正勧告の典型的な事例をまとめたものである。この間、5月29日にガイドライン第3版への改訂が行われているため、第5集については、5月29日から6月30日までの周知期間における事例も含んでいる。警察庁への確認ができ次第、文書により通知するので、各組合員への周知とガイドラインの遵守徹底について指導をお願いする。

さて、情報提供システムの運用については、各都道府県組合の皆様には大きな負担をかけており、この場を借りて厚く御礼申し上げます。2023年4月のシステム開始以来、新旧のシステムを合わせて本年8月末までに投稿された情報で処理が完了している件数は4,298件、そのうち1,295件に対して是正勧告を実施している。これらはすべて是正されているものの、相変わらず処理完了件数の約3割には是正勧告がなされている現状については、大変憂慮すべき事態であると考えている。

このため、21世紀会は推進機構に対して各種ガイドライン遵守に向けた取組の実施を要望し、推進機構では要望の趣旨に沿った対応を講ずることが決議されたことは前回理事会で報告したとおりである。現在、推進機構では、複数回是正勧告を受けたホールに対して執るべき対応について協議を進めているが、ホール関係4団体としても必要な資料の提出等の協力を行っていく考えである。

そのうえで、ホール関係4団体では、情報提供システムの処理迅速化や推進機構への情報提供までのステップを4回目の是正勧告時から3回目に短縮する案など、広告宣伝ガイドラインの実効性向上に向けた協議を続けている。これらの対応案については、都道府県遊協の協力をいただく必要があるものもあるため、詳細がまとも次第、あらためて通知する。

最後に、前回の理事会でも述べたとおり、広告宣伝ガイドラインは業界の自主的取組により広告宣伝の健全化を図るべく、ホール関係4団体がホール事業者の広告宣伝規制遵守の基準として制定したものである。しかしながら、処理完了件数の約3割が是正勧告を受けているのが現状である。このままでは、社会や行政から業界に対する信頼を失墜させ、再び平成24年当時のような厳しい広告宣伝規制が行われることが危惧されるだけでなく、業界の健全化に向けた自主的取組そのものに疑念を抱かれることとなる。このことは「広告宣伝ガイドライン」だけでなく、「賞品提

供に関するガイドライン」や「貯玉・再プレーに関するガイドライン」に対しても同様であり、これらで認められた営業方法が再び認められなくなることが懸念される。この点を十分に理解し、特に現場で広告宣伝を企画立案している店長クラス等の従業員に対し、ガイドライン及び別紙、Q&A、是正勧告事例集をよく確認のうえ、適正な広告宣伝を行うよう指導をお願いする。」

との報告があった。

(3) 推進機構の臨時理事会及び定例理事会の開催結果について

千原副理事長から、

「推進機構は、8月21日に臨時理事会、9月1日に定例理事会を開催した。その会議内容を中心に報告する。

8月21日の臨時理事会は、広告宣伝ガイドライン違反で複数回の是正勧告を受けたホールへの対応を検討するため、私が開催を要請したものである。その結果、具体的な違反内容やその判断基準、是正勧告の詳細のほか、広告宣伝ガイドライン違反の認知から是正勧告実施までのプロセスやフローの提示を21世紀会に求めることとし、それらを基に今後の理事会で検討を行うこととなった。

9月1日の定例理事会では、決議事項として11月10日に開催予定の臨時社員総会の招集決議を行った。総会で審議される議案は「社員の経費負担の件」であり、本年度の推進機構に対する経費負担額を、全日遊連をはじめとした各社員団体において確認した上で承認を受けるものである。他に、常勤役員退職慰労金支給の件、定款の一部改定の件も上程する予定である。

協議事項については、これまでの理事会に引き続き、21世紀会から要望のあった各種ガイドラインの遵守状況の確認について協議を行い、その結果、誓約書の変更内容、手続方法などが固まり、これらを基に来年度からのガイドライン遵守状況調査の開始に向け準備を進めることとなった。

また、定款の一部改定についても協議を行い、一通りの検討を終えた。これまでの検討内容を取りまとめたものを各役員で確認の上、11月の臨時社員総会に上程できるよう作業を進めていくこととした。」

との報告があった。

(4) 遊技機流通制度連絡会の開催結果について

平岡副理事長から、

「9月10日に開催された「遊技機流通制度連絡会」の開催結果について報告する。

まず、日工組及び日電協から、新台の設置確認及び部品交換後の点検確認の状況等について報告があった。

次に、特例風俗営業者を「特例営業者」として業務委託先に指定する件に関する

現時点における指定件数について報告があった。

遊運協からは「物流業界における 2024 年問題の近況報告及び総括」について報告があった。報告事項は (1) 集荷状況報告、(2) ドライバー残業時間、(3) 早期納品実施状況、(4) ホール納品時における荷台渡しの実施状況、(5) ホール納品時における待機時間発生状況、(6) 年間総括の 6 項目である。なお、対象期間は

(1) から (5) まだが本年 1 月から 3 月まで、(6) は昨年 4 月から本年 3 月までである。集荷状況については、全期間を通じて約 6 割以上が納品 7 日以上前に早期出荷されている。ドライバー残業時間については、遊運協加盟の 78 社すべてにおいて上限時間の超過はなかった。早期納品状況及び荷台渡しの実施状況、待機時間発生状況についても、大きな問題が起きることなく良好に推移しており、年間総括としても、ホールとメーカーの協力により業界の 2024 年問題への対応は順調に進捗しているとの報告があった。ホールによって立地や店舗の状況は異なるが、引き続き可能な範囲での協力をお願いする。

次に、日工組及び日電協から、メーカーが作成している遊技機運送管理票、遊技機設置確認書、部品交換確認書などの運用を現状の紙媒体から電子データに対応すべく検討していること、電子データへの移行は来年 8 月を目指していることなどの報告があった。

最後に、遊技機流通健全化要綱及び業務委託に関する規程の改正について報告があったが、本件は先週 12 日に各都道府県組合へ文書を発出しているの確認していただきたい。」

との報告があった。

(5) 中古機流通協議会の開催結果について

平岡副理事長から、

「9 月 3 日に開催された中古機流通協議会の開催結果について報告する。

冒頭、全商協及び回胴遊商から、5 月から 7 月までの確認証紙発給状況について報告があった。

次に、「遊技機の認定申請に関わる業務の実施要領」の別記様式第 2 号「認定申請 ぱちんこ遊技機等点検確認済書」について、現在は P 機の点検確認に使用する様式になっているが、来年以降スマートパチンコの認定申請が開始されることから、全商協から、P 機とスマートパチンコに併用できるよう改正したいとの提案があり、協議の結果、本年 11 月 1 日を施行日として新様式に改正することが承認された。9 月 8 日付全日遊連発第 167 号にて通知しているので確認していただきたい。」

との報告があった。

(6) ㈱ヤクルト本社との基本契約の改定について

延川事業委員長から、

「ヤクルト本社との基本契約については、2018年に契約改定を行ってから約7年が経過しているが、その間「新型コロナウイルスのパンデミック」などもあり、社会情勢は大きく変化している。遊技業界においても非常に厳しい経営環境の中、店舗数は大きく減少し、ヤクルト本社については2018年度には約68億円あった販売実績が2024年度には約46億円まで減少した。

このような現況を踏まえ、ヤクルト本社から「全日遊連との基本契約を改定したい」との申し入れがあり、事業委員会において複数回に亘り協議した結果、同社からの提案内容を了承することとした。

ヤクルト本社との奨励金については、全日遊連に支払われる「基本契約金」と、各都道府県組合に支払われる「販売奨励金」及び「納入率奨励金」がある。今回の改定内容は「基本契約金」のみであり、各都道府県組合の奨励金は現行どおりである。

改定案では、現在の基本契約金2,000万円が1,500万円に減額されるが、その代わりに「全国目標達成奨励金」を新設する。この「全国目標達成奨励金」は「売上金額」と「乳製品金額」の2部門で構成されており、それぞれ前年比100%以上であれば1%毎のランクに応じて奨励金が支払われる。例えば、2部門とも「前年比100%以上101%未満」であった場合には合計で500万円が支払われることになり、基本契約金1,500万円と合わせて2,000万円が支払われることとなる。

また、2018年度の販売実績における2,000万円の占有率は「0.29%」であるが、2024年度の販売実績において1,500万円の占有率を計算すると「0.33%」となり、基本契約金を1,500万円に減額しても占有率は2018年度よりも高くなる。

概要説明は以上であるが、ヤクルト本社は「ヤクルト、ジョア、Y1000」などお客様に喜ばれる商品を多数販売しているため、各都道府県組合においては、ヤクルト本社の販売実績向上のため一層の協力をお願いする。

また、今回の改定内容については、各都道府県組合に持ち帰りのうえ、意見・要望があれば、恐縮ではあるが10月7日までに書面にて全日遊連まで送付されたい。

なお、本議案については、次回全国理事会の決議事項としてヤクルト本社との基本契約書（案）を上程する予定である。」

との報告があった。

（7）全国パチンコ・パチスロファン感謝デーについて

延川事業委員長から、

「はじめに、11月開催の全国ファン感謝デーの注文状況について報告する。9月16日現在のファン感謝デーセットの組合別注文状況は、セット数の合計が21,105セット、前年比で98.5%となっている。店舗数が減少するなか、多数の注文をいただくことができたことを、事業委員会を代表して厚く御礼申し上げる。なお、店舗の廃業や休業の理由により、ファン感謝デーを実施することができず、別の購入先を見つけることができない場合については、9月末日までであれば「キャンセル」及び

「キャンセル分の追加注文」について対応するので、ファン感謝デー事務局に相談
いただきたい。

次に、来年度第36回全国ファン感謝デーにおける企画案コンペの実施要領について
報告する。今回の企画案コンペの参加企業は、「そごう・西武」、「大丸松坂屋
百貨店」の2社であることから、11月の全国理事会において当該2社による企画案
コンペを実施する。投票方法は昨年同様に無記名投票で行うこととし、その他の実
施方法については例年どおりであるので、後程確認いただきたい。」

との報告があった。

(8) フクダ電子との契約商品 (AED) について

延川事業委員長から、「フクダ電子との契約商品について報告する。AEDの契約商
社であるフクダ電子との覚書(案)について、同社との覚書は6か月ごとの更新と
なっており、現契約の有効期間は本年9月30日までであることから、10月1日以降
の契約内容を検討した。

現在は、フクダ電子が取り扱う「フクダ電子製」「フィリップス製」「オムロン
ヘルスケア製」のAEDを契約商品としているが、同社より次の報告があった。

- ・世界的な部材不足の影響によりフィリップス製AEDの供給が不安定であったた
め、2022年よりオムロンヘルスケア製AEDの取扱いを開始したが、昨年フクダ
電子製AEDの販売も始まり供給が安定したことから、オムロンヘルスケア製AED
の取扱いを終了する。そのため、10月1日からの覚書において当該AEDを契約
商品から除外したい。
- ・既に当該AEDを購入した店舗については、耐用年数の期間中は消耗品を組合員
価格で購入できるようにする。

事業委員会では、同社からの申し入れを了承することとした。については、オムロ
ンヘルスケア製のAED本体を契約商品から除外するが、同社の消耗品については現
行どおりとし、契約の有効期間を来年3月31日まで延長することとする。なお、本
件については改めて文書を発出するので、傘下組合員店舗への周知をお願いした
い。」

との報告があった。

(9) 2024年度分 ホールにおける電気使用量等調査の回答状況について

新富経営委員長から、

「「2024年度分 ホールにおける電気使用量等調査」の回答状況についてご報告
する。ご承知のとおり、本調査は、ホールの電気使用量から換算した二酸化炭素の
排出量を継続的に削減していくという、全日遊連『低炭素社会実行計画』の目標達
成に向けた実態調査である。調査結果については、毎年、警察庁を通じて関係省庁
に報告され、我が国が地球温暖化対策に向けた諸施策を検討・実行する際の指標の

一つとなっていることから、高い回答率が求められている。

そのため、当初の締切りを7月31日までとしていたが、目標としていた回答率に達していなかったため、回答期限を延長していたところである。

今回は、速報値として9月17日時点の回答状況についてご報告する。調査対象の本年3月末時点の営業中の組合員ホール数5,947ホール中、5,037ホールから回答をいただき、回答率は84.7%となっている。

なお、回答率が80%に満たない組合もあるが、集計作業等の兼ね合いから回答期限を来月上旬までとする予定である。

各都道府県組合におかれては、残り二週間ほどあるので、引き続き格段のご協力を賜り、最終的に昨年同様の回答率(94.0%)を達成できるよう、また、自店の電気契約や使用実態について関心を高めてもらう観点からも、いま一度、未回答ホールに対し、本調査へのご協力をご周知いただきたい。」

との報告があった。

(10) 経営委員会からの報告について

新富経営委員長から、

「ホールにおける受動喫煙対策の再確認について報告する。

ご承知のとおり、2020年4月に施行された改正健康増進法(以下『同法』という。)に基づき、ホールは『第二種施設』に区分され『原則屋内禁煙』となっており、施設等の『屋内又は内部の一部の場所』において、同法に基づくたばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)の流出防止措置等の技術的基準に適合した“紙巻きたばこが喫煙できる『喫煙専用室』”や、“喫煙しながらの遊技が可能な『加熱式たばこ専用喫煙室』”を設置することが認められている。

これらを設置する際には、同法に基づく『出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること。』『たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。』『たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。』の技術的基準をはじめとした各種要件を遵守する必要がある。これに関連し、2019年2月には厚生労働省健康局長から各都道府県知事等に対し、「改正法は、原則屋内禁煙としつつ、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要であるという考え方にに基づき、施設の『一部』に設置することができることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは改正法の趣旨に沿わないものであり、認められないこと。また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とすることは望ましくないこと。」などについて管内市町村に向けた周知依頼の通知がなされているところである。

このように、同法は望まない受動喫煙の防止を図ることを目的としたものであ

り、違反者には都道府県知事等から違反内容に応じて指導、命令、最大 50 万円以下の罰則（過料）などが課せられることとなっている。

しかし現在、全日遊連にはホールにおける受動喫煙に関する意見が頻繁に寄せられている。この中には、単にたばこ自体を好ましく思わない方からの苦情や、同法に基づく技術的基準を満たしていないホールの喫煙室に対する指摘などがある。

これまでにホールにおいて同法に基づく罰則等が課せられた事案は確認されていないものの、ホールにおいて法の趣旨に反する喫煙環境が存在し、その内容が報道等により社会の注目を浴びるようなことがあれば、厳しい批判を受けることにつながりかねない。

ついては、傘下組合員ホールに対し、これを機に改めて自店の受動喫煙防止対策について確認のうえ、法の趣旨に反する喫煙環境の実態が確認された場合には直ちに是正するよう、ご指導いただきたい。」

との報告があった。

(11) 遊技機リサイクル推進委員会の開催結果について

趙経営副委員長から、

「8月26日に開催された遊技機リサイクル推進委員会の開催結果について報告する。はじめに、選定業者3社からの選定資格更新申請について協議の結果、更新を了承した。

次に、日遊協から、全選定業者を対象に実施した2024年度中のリサイクル処理実態調査結果について報告があり、引き続き日工組、日電協、全商協及び回胴遊商から、それぞれの団体が実施した自組合員（会員）における同年度中の遊技機のリサイクル量等調査結果について報告があった。なお、全日遊連におけるリサイクル量等調査については現在実施中であるため次回以降の委員会において報告する。」

との報告があった。

(12) その他

○全日遊連加盟組合の名称変更について

松谷事務局長から、

「兵庫県遊技業協同組合にあっては、10月1日より名称を『兵庫県パチンコ・パチスロ協同組合』に変更し、業務を行うことをご報告させていただく。」

との報告があった。

○委員会等の動き

○組合加盟店舗の実態調査結果について（経過報告）

上記2項目については、参考資料の配付をもって報告とした。

【議事録の作成について】

全議案の審議終了後、議長補助から「議事録作成後に、出席理事については会員の事務所に、また、監事についてはそれぞれの住所に、電子メールまたはファックスで送付するので、原則として3日以内に異議の申し立てがない限り了承したものと認め、事務局預かりの印鑑で押印することをご了承願いたい。」

との説明があった。

以上をもって全議案の審議を終了し、14時05分に閉会した。

上記議事内容を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び出席理事が下記に記名押印する。

2025年9月19日

全日本遊技事業協同組合連合会 全国理事会

議長理事	平川容志	
議長補助	合田康広	
出席理事	若林浩司	
同	工藤嘉	
同	新井清浩	
同	松岡信吉	
同	諸田英模	
同	平文暉朗	
同	金淳次	
同	森山秀夫	
同	趙顕洙	
同	星山聖達	
同	朴永雅	
同	星野謙	
同	矢崎真治	
同	富田直樹	
同	澤田修宏	

出席理事	玉川昌範	
同	村田展隆	
同	清水達浩	
同	真城貴仁	
同	権田清	
同	杉本潤明	
同	平山龍一	
同	渡辺博治	
同	金貴如	
同	全本和由	
同	村田勝彦	
同	千原行喜	
同	延川章喜	
同	金栄作	
同	平山剛	
同	秋太海	
同	平岡聖教	
同	新富和紀	
同	松尾道彦	
同	藤井俊博	

出席理事	岩田憲行	
同	岩下政稔	
同	正吉浩	
同	新垣善彦	
同	太田裕之	

出席監事	松田広光	
同	佐藤孔一	
同	河本勝弘	